

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 123

◆ 目次

1. 主要トピック

ケニア

- ・ケニアは知財関連の規制を新設される当局に統合する方向へ

モーリシャス

- ・ハラレ議定書に国内的な効力を付与するためモーリシャスが「2019 年産業財産法」を改正

ナミビア

- ・ナミビアが特許手数料を改定

ウガンダ

- ・新たな著作権管理システムは 9 月に始動予定

ザンビア

- ・ザンビア特許・企業登録局が知財登録証明書の交付をデジタル化する動き

ジンバブエ

- ・ジンバブエが知的財産に関する省庁間委員会を発足

2. 他のトピック

文末を参照

◆ ニュース

1. 主要トピック

ケニア

・ケニアは知財関連の規制を新設される当局に統合する方向へ^{1,2,3,4}

ケニアは、「2026 年ケニア知的財産法案」(Kenya Intellectual Property Bill, 2026)を通じて自国の知的財産枠組みの大規模な改革を構想している。この法案は現在ケニア国民議会で審議されており、公衆および利害関係者を対象とした意見公募の手続が進行中である。同法案は、単一の行政機関であるケニア知的財産庁(Kenya Intellectual Property Authority; KIPA)の創設を提案しており、現在ケニア産業財産権機関(Kenya Industrial Property Institute; KIPI)、ケニア著作権委員会(Kenya Copyright Board; KECOBO)および模倣品取締機関(Anti-Counterfeit Authority; ACA)によって遂行されている業務は、将来的には KIPA の下に統合されることになるだろう。同法案が提案する組織再編は、ケニアの知的財産制度に内在する管理体制の分断、役割やエンフォースメント権限の重複と言った課題に対処することを目的としている。

議会での手続の一部として、国民議会に設置されている「貿易・産業・協同組合に関する部門別委員会」(Departmental Committee on Trade, Industry and Cooperatives)が公衆、イノベーター、クリエイターその他の利害関係人を招き、審議中の法案に関する意見提供を求めた。政府および知財当局の代表も同委員会に出頭し、改革案に関する提言を行っている。新たな知的財産法が施行された暁には、知的財産権の管理とエンフォースメントに関するケニアの制度的枠組みの実質的な再編が、新法の下で進められることになる。

モーリシャス

・ハラレ議定書に国内的な効力を付与するためモーリシャスが「2019 年産業財産法」を改正⁵

モーリシャスが「特許、実用新案および意匠に関する ARIPO ハラレ議定書」(ARIPO Harare Protocol on Patents, Utility Models and Industrial Designs)に加入し、2025 年 8 月 27 日付で同議定書が同国について発効したのを受けて、同議定書を国内法に編入するため、モーリシャスは「2019 年産業財産法」(Industrial Property Act 2019)⁶の改正に踏み切った。改正法は、モーリシャスを指定国として ARIPO から権利を付与された特許・実用新案・意匠を同国内で運用するための法的枠組みを規定している。

特筆すべき改正点は、新法の下では ARIPO が付与した権利がモーリシャス国内で付与された同様の権利と同じ効果を持ち、同等の保護を享受できるようになるということである。ただし、特定の権利がモーリシャスでは効果を持たない、とモーリシャス知的財産庁(Mauritian Intellectual Property Office)がハラレ議定書に従って判断した場合はこの限りではない。改正法はさらに、ハラレ議定書

¹ https://www.linkedin.com/posts/this-morning-principal-secretary-for-industry-ugcPost-7495411518130462720-z5JZ/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHjSUBNe6s9vY5YuQifDO8l9hJ34ephvQ

² <https://peopledaily.digital/news/parliament-seeks-kenyans-views-on-new-intellectual-property-law>

³ <https://kenyanwallstreet.com/kenya-intellectual-property-bill>

⁴ <https://eastleighvoice.co.ke/news/391493/kenya-moves-to-merge-intellectual-property-agencies-under-one-authority>

⁵ https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=ec11369c-7302-42ff-b9d6-6408dc450197&utm_source=lexology+daily+newsfeed&utm_medium=html+email+-+body+-+general+section&utm_campaign=lexology+subscriber+daily+feed&utm_content=lexology+daily+newsfeed+2026-08-05&utm_term=

⁶ 「2019 年産業財産法」を改正する「2026 年経済財務措置(雑則)法」(Economic and Financial Measures (Miscellaneous Provisions) Act; 2026 年法律第 13 号)は以下のサイトに掲載されている(65~66 頁):
<https://mauritiusassembly.govmu.org/mauritiusassembly/wp-content/uploads/2026/08/Act1326.pdf>

が産業財産法に抵触する場合は同議定書の方が優先される旨を規定している。つまり、モーリシャスが特許・実用新案・意匠に関する ARIPO の広域的なシステムに実質的に統合されたことが、前記の改正法の規定によって確認されたのである。

ナミビア

・ナミビアが特許手数料を改定^{7,8}

ナミビアは、産業財産の出願に関わる公定手数料の体系を簡素化すべく産業財産規則（Industrial Property Regulations）を改正し、改正規則は 2026 年 7 月 1 日付で発効した。特許・商標・意匠を出願する場合、これまでは出願、公報掲載、登録、登録証発行に伴う手数料を個別に支払うことになっていたが、新たな規則によってこれらの料金が一本化され、出願時に初期手数料として一括払いされるようになったのである。これにより出願の段階で納付すべき金額は増えたが、手数料の合計額は概ね従来どおりである。改定された料金体系によれば、1 回の特許出願の際に支払われる合算手数料はナミビアドル建てで 1,500 ドル（米ドル換算で約 94 ドル；日本円換算で約 14,500 円）、実用新案出願の場合には 1,200 ドル（米ドル換算で約 75 ドル；日本円換算で約 11,600 円）である。今回の料金改定の目的は、ナミビアでの知的財産出願に伴う公定手数料の管理と支払を合理化することである。

ウガンダ

・新たな著作権管理システムは 9 月に始動予定⁹

著作権保護の強化、透明性の向上およびクリエイター報酬の増大を目指すウガンダは、2026 年 9 月末までに新たな著作権管理システムを始動させる準備を進めている。現在テスト段階に入っている新システムの目的は、著作権に関わる行政・紛争解決・エンフォースメントを支援するとともに、自国のクリエイティブ産業の内部で発生する著作物の不正使用をめぐる懸念に対処することである。

ウガンダ登録サービス局（Uganda Registration Services Bureau；URSB）の説明によれば、新システムは政府ではなく著作権集中管理団体（CMO）に帰属し、その運用も CMO が行い、規制当局である URSB は、ユーザーに対するフロントエンド・サービスやバックエンドで行われる使用料回収の監査を監督する。また、登録の利用性や効率性を向上させるため、URSB は当局の著作権業務の現代化に取り組んでいる。こうした構想は、ウガンダ法務・憲法事務省（Ministry of Justice and Constitutional Affairs）・URSB・国内クリエイティブ部門の代表の三者間協議を受けて実現したものである。

ザンビア

・ザンビア特許・企業登録局が知財登録証明書の交付をデジタル化する動き^{10,11}

⁷ <https://www.marketwatch.com.na/market-watch/patent-trade-mark-fees-cut-nmh015067-3015-18722>

⁸ 「2012 年産業財産法を施行する産業財産規則」（Industrial Property Regulations: Industrial Property Act, 2012）の改正を定めた「2026 年政府通達第 222 号」（Government Notice No. 222 of 2026）は、2026 年 7 月 1 日付の官報第 8965 号（3～5 頁）に掲載されており、以下のサイトで閲覧可能である：<https://namiblii.org/akn/na/act/gn/2026/222/eng%402026-07-01>

⁹ <https://ursb.go.ug/2026/08/26/new-copyright-system-set-for-september-rollout/>

¹⁰ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=59c348c8-ab0d-4923-a493-7146d691b8b1&>

¹¹ <https://www.kisch-ip.com/Articles/Read/517/NEWSFLASH-PACRA-Moves-to-Digital-Issuance-of-IP-Registration-Certificates--Zambia>

2026 年 8 月 19 日以降、ザンビアの特許・企業登録局 (Patents and Companies Registration Agency ; PACRA) は、知的財産登録証の電子交付に向けて動き出している。今後 PACRA は、特許・商標・意匠・著作権について紙媒体による登録証の交付を停止する。紙媒体の登録証に代わるものとして、電子文書による登録証が発行され、出願人が出願手続の際に提出した e メールアドレス宛に送信される。それゆえ、出願人およびその代理人は、PACRA に登録された各人の e メール情報が正確であることを確認し、定期的なモニタリングを行うべきである。

ジンバブエ

・ジンバブエが知的財産に関する省庁間委員会を発足¹²

ジンバブエは「知的財産に関する省庁間委員会」 (Inter-Ministerial Committee on Intellectual Property ; IMC-IP) を正式に発足させ、知的財産関連のポリシー・行政・エンフォースメントの政府内調整の強化を図ることとなった。同委員会は 2025 年 10 月に内閣の承認を得て設立されたものである。2026 年 8 月 14 日、同委員会の最初の会合がハラレで実施され、ジンバブエ知的財産庁 (Zimbabwe Intellectual Property Office) を始めとする省庁の職員、ARIPO 職員、法務および知財の実務者、クリエイティブ部門の業界団体の代表その他、各方面の利害関係者が顔を合わせた。

省庁間委員会は今後、知財ポリシーに関する政府への助言、新たに浮上した問題の調査、さまざまな部門にまたがる業務遂行の調整、広域的/国際的義務の遵守促進といった任務を果たしていくことになる。同委員会の活動は、法規の改正、イノベーションと技術、クリエイティブ産業、エンフォースメント、公衆の啓発、制度構築支援といった分野で展開されるものと思われる。特に強調されてきたのは、ジンバブエの知的財産の商業化と経済的価値の向上であり、それと並行して、人工知能やデジタル技術に由来する諸課題 (模倣品対策、著作権侵害、伝統的知識等の新たな課題) への対処も重視されている。省庁間委員会の構想は、ジンバブエの「国家知的財産ポリシー」 (National Intellectual Property Policy) に基づいて展開され、より調和のとれた国家的知財枠組みを目指していく予定である。

2. 他のトピック

アフリカ全域

・知的財産を創造しているアフリカはその価値を所有しているか——第 7 回「全アフリカ知的財産サミット (All Africa Intellectual Property Summit ; AAIPS) に先駆けて開催されたプレサミットの内幕

<https://africaipsummit.com/2026/08/05/africa-is-creating-is-africa-owning-the-value-inside-the-7th-aaips-pre-summit/> (2026 年 8 月 5 日)

¹² <https://www.linkedin.com/pulse/zimbabwe-launches-inter-ministerial-ditxf/>

・知的財産の保護およびアフリカのクリエイティブ経済の発展に知的財産が果たす役割が脚光を浴びる日——米国特許商標庁（USPTO）が「知的財産を通じた成長（IP for Growth）プログラム」に関するバーチャル記者会見（Digital Press Briefing）を 8 月 18 日に開催
<https://www.heraldonline.co.zw/digital-press-briefing-to-explore-intellectual-property-s-role-in-africa-s-creative-economy/>
(2026 年 8 月 18 日)

・米国がアフリカのクリエイティブ経済の支援に向けて「IP for Growth プログラム」を発足
<https://allafrica.com/stories/202608210372.html> (2026 年 8 月 21 日)

アルジェリア

・アルジェリアの国家著作権・著作隣接権局（Office National des Droits d'Auteur et des Droits Voisins ; ONDA）がエジプトの著作権管理団体のためにロイヤルティ徴収をめぐる自国の経験を論評
<https://www.facebook.com/share/p/1EsCtdCqYA/> (2026 年 8 月 3 日)

・国際ウェビナー：著作権の集中管理を通じて自社のビジネスを保護・強化するには
<https://www.facebook.com/share/p/19Zu4mLZ6b/> (2026 年 8 月 22 日)

アンゴラ

・首都ルアンダで開催された国際総合見本市「第 41 回ルアンダ国際フェア」（FILDA）にアンゴラ産業財産庁（Instituto Angolano da Propriedade Industrial ; IAPI）が参加
<https://www.portal-lusofonia.org/noticias/iapi-reforca-promocao-da-propriedade-industrial-na-41a-edicao-da-filda> (2026 年 8 月 14 日)

ARIPO

・WIPO-ARIPO の地域ミーティングによるアフリカの TISC（技術・イノベーション支援センター）ネットワークの強化
<https://www.wipo.int/en/web/fit-japan/w/news/2026/wipo-aripo-regional-meeting-strengthens-technology-and-innovation-support-center-tisc-networks-in-africa> (2026 年 8 月 26 日)

・2026 年 10 月 19 日～21 日に開催される「著作権・著作隣接権の管理」に関するシンポジウムは必見
https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_aripo-copyright-aripoat50-activity-7499036596210479105-ljrW?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAAVxn4UBmx6eu6dZ8acBthTL72F5G8jB4Aw&lipi=urn%3Ali%3Apage%3Acompanies_company_posts_index%3B8adcc4f2-f2f2-4f18-993e-113c3f4e4e89 (2026 年 8 月 28 日)

・タンザニア連合共和国の大使として ARIPO 事務局を訪問した Suzan S. Kaganda 高等弁務官を Bemanya Twebaze 長官が歓待
<https://www.facebook.com/share/p/19Sb6by6i1/> (2026 年 8 月 28 日)

カーボベルデ

- ・ソタVENTO商工会議所（Sotavento Chamber of Commerce；CCS）との連携によりカーボベルデを訪問していたガンビア商工会議所（GCCl）の派遣団がカーボベルデ品質管理・知的財産庁（IGQPI）の職場を訪問

<https://www.facebook.com/share/p/1DKr4YESRt/> (2026 年 8 月 24 日)

エジプト

- ・統計：2025 年にエジプト国民に付与された商標権は全体の 81%

<https://www.shorouknews.com/news/view.aspx?cdate=13082026&id=4eb6ad1c-32e3-4f51-baae-0cc5f428fe88>

<https://www.youlyou.com/35635> (2026 年 8 月 13 日)

- ・エジプトの特許件数が 102 件に減少——財政面の課題が科学研究の障害に

<https://www.safha1.com/15245>

<https://www.facebook.com/CAPMASEG/posts/%D8%A8%D9%84%D8%BA-%D8%B9%D8%AF%D8%AF-%D8%A8%D8%B1%D8%A7%D8%A1%D8%A7%D8%AA-%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%AE%D8%AA%D8%B1%D8%A7%D8%B9-%D8%A7%D9%84%D8%AA%D9%8A-%D9%85%D9%86%D8%AD%D9%87%D8%A7-%D9%85%D9%83%D8%AA%D8%A8-%D8%A7%D9%84%D8%A8%D8%B1%D8%A7%D8%A1%D8%A7%D8%AA-%D8%A7%D9%84%D9%85%D8%B5%D8%B1%D9%8A-102-%D8%A8%D8%B1%D8%A7%D8%A1%D8%A9-%D8%A7%D8%AE%D8%AA%D8%B1%D8%A7%D8%B9-%D8%B9%D8%A7%D9%85-202/1498347535661030/> (2026 年 8 月 13 日)

エチオピア

- ・エチオピア知的財産庁（Ethiopian Intellectual Property Authority）の発表によれば同国は「工業所有権の保護に関するパリ条約」と「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」の締約国として今後は国際投資の理念に貢献していく意向

<https://www.facebook.com/share/p/1DQsqAPZS/> (2026 年 8 月 4 日)

- ・技術的法改正委員会（Reform Technical Committee）の複数のメンバーが知財ポリシーおよび知財法に関して作成された摘要書を評価チームに提出

<https://www.facebook.com/share/p/1C5Q15EtMX/> (2026 年 8 月 14 日)

ケニア

- ・知的財産権の保護とエンフォースメントに関する協力強化を目指しケニア模倣品取締機関（Anti-Counterfeit Authority；ACA）と米国の主要なパートナー機関が会合を実施

https://www.linkedin.com/posts/anticounterfeithauthority_anticounterfeithauthority-intellectualproperty-activity-7491443715744653313-zuBQ?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABHjSUBNe6s9vY5YuQjfdO8l9hJ34ephvQ (2026 年 8 月 7 日)

- ・「2026 年カイモシ農業見本市」（Kaimosi Agricultural Expo 2026）において模倣品取締機関が農家の保護に向けた取組を強調

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/636-anti-counterfeit-authority-reinforces-commitment-to-protect-farmers-at-the-2026-kaimosi-agricultural-expo> (2026 年 8 月 11 日)

・「2026 年カイモシ農業見本市」においてケニア産業財産権機関（KIPI）がイノベーションと知的財産保護を擁護

<https://www.kipi.go.ke/institute-champions-innovation-and-intellectual-property-protection-kaimosi-agricultural-expo-2026>
(2026 年 8 月 13 日)

・ACA と米国のパートナー機関が知的財産保護と模倣品対策の分野における相互協力の約束を再確認

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/637-aca-and-u-s-partners-reaffirm-commitment-to-ip-protection-and-anti-counterfeiting-cooperation> (2026 年 8 月 18 日)

・ナイロビのイーストリー地区（Eastleigh）で模倣品の疑いのあるパーソナルケア製品 110 万ケニアシリング相当を押収

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/638-suspected-counterfeit-personal-care-products-worth-ksh-1-1-million-seized-in-eastleigh> (2026 年 8 月 18 日)

・内閣長官が KIPI の理事会および幹部職員と会談

<https://www.kipi.go.ke/cabinet-secretary-meets-institute-board-and-management> (2026 年 8 月 26 日)

・ケニア西部のカカメガ（Kakamega）で模倣品の石膏ボードを押収——崩落や火災の危険ありと ACA が警告

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/641-counterfeit-gypsum-seized-in-kakamega-as-aca-warns-of-collapse-and-fire-risks> (2026 年 8 月 27 日)

・ケニア西部のブンゴマ（Bungoma）において模倣品の砂糖を取引していた犯罪組織を逮捕
<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/640-counterfeit-sugar-syndicate-busted-in-bungoma-western-kenya>
(2026 年 8 月 27 日)

リベリア

・リベリアの知的財産の保護と振興を目指すリベリア知的財産庁（Liberia Intellectual Property Office ; LIPO）とリベリア国家観光庁（Liberia National Tourism Authority ; LNTA）が協力強化を合意

<https://lnta.gov.lr/lnta-lipo-strengthen-partnership-to-advance-liberias-creative-economy-culture-and-tourism/> (2026 年 8 月 7 日)

・リベリア知的財産庁（LIPO）と国連工業開発機関（UNIDO）の「GROW-2 プロジェクト」が実施した「ビジネス・知財管理クリニック」（Business and Intellectual Property Management Clinic）により啓発されたりベリアの中小零細企業（MSME）39 社が商標/認証マークの登録証を取得

<https://www.facebook.com/STLLIB/posts/39-liberian-msmes-secure-trademark-protection-through-lipo-unido-business-clinic/1457157306525947/> (2026 年 8 月 19 日)

・ LIPO と UNIDO によるビジネス・クリニックの終了後 39 の企業と協同組合が知財登録証を取得

<https://lipo.gov.lr/2026/08/19/lipo-unido-close-business-clinic-as-39-businesses-cooperatives-receive-ip-certificates/> (2026 年 8 月 19 日)

モザンビーク

・ モザンビークは新たな国家知的財産戦略に基づき AI の特許性を検討

<https://patentlawyermagazine.com/mozambique-to-examine-ai-patentability-under-new-national-intellectual-property-strategy/> (2026 年 8 月 4 日)

ナイジェリア

・ クリエイティブな知的財産を信用力のある資産に変えるための枠組みを連邦政府が発表

<https://www.tvcnews.tv/fg-unveils-framework-to-turn-creative-intellectual-property-into-bankable-assets/> (2026 年 8 月 5 日)

・ ナイジェリア著作権委員会 (Nigerian Copyright Commission ; NCC) はナイジェリア DJ 協会全国執行部 (National Executive of the Deejays Association of Nigeria ; DJAN) に対しナイジェリア音楽著作権協会 (Musical Copyright Society of Nigeria ; MCSN) との緊密な連携を保証する旨の約束を再確認

<https://www.facebook.com/share/p/199yJKYGS2/> (2026 年 8 月 7 日)

・ ナイジェリア著作権協会 (Copyright Society of Nigeria Ltd/Gte ; COSON) がナイジェリア著作権委員会 (NCC) を相手取って提起した中間上訴を控訴裁判所 (Court of Appeal) が却下——COSON の請求 (NCC に対する差止命令発行) を拒絶した連邦高裁判決を支持

https://thesun.ng/court-of-appeal-dismisses-cosons-bid-to-halt-ncc-action-awards-n200000-costs/?amp&fbclid=IwY2xjawTq0ehwZG9mBWV4dG4DYWVtAjExAHNydGMGYXBwX2lkEDlyMjAzOTE3ODgyMDA4OTIAAR73pdpYUmWJHNDAXMTrZISxZNjflwxjNDri7ysvjaVdCCDCInd2pDbVg-3bKQ_aem_dfhFgR4qBOLL_ZPBmKsYBw (2026 年 8 月 12 日)

・ NCC の措置の差し止めを求めた COSON の訴を控訴裁判所が却下

<https://www.facebook.com/share/p/1DF6vNgd7x/> (2026 年 8 月 12 日)

・ 米国とナイジェリアの音楽業界が知財ワークショップを通じて関係を強化

<https://allafrica.com/stories/202608210160.html> (2026 年 8 月 21 日)

・ 大臣が著作権委員会に対し、著作権法のエンフォースメントを支援する旨を保証

https://thenationonlineng.net/minister-assures-copyright-commission-of-support-in-enforcing-copyright-laws/?fbclid=IwY2xjawT9fJVwZG9mAWV4dG4DYWVtAjExAHNydGMGYXBwX2lkEDlyMjAzOTE3ODgyMDA4OTIAAR4JMwctv7MSNTNBPWiWQa0LHRk_IJBTzhnWnTW9IMZVUXtsM31fpcuyyF21fg_aem_E1pWy1hK4zmC5Dy6Y7GKhA (2026 年 8 月 23 日)

・ NCC の歴史を彩る写真と概説——NCC が過去のリーダーたちの貢献を称える式典で著作権行政の強化に向けた取組を再確認

<https://www.facebook.com/share/p/1EK2iWog8X/> (2026 年 8 月 24 日)

OAPI

・ OAPI 加盟国において地理的表示の普及を担う大使 20 名を新たに任命

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linked_in_indicationsgeozographiques-daezveloppementlocal-activity-7491081540341329921-FCLC?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHjSUBNe6s9vY5YuQjfdO8l9hJ34ephvQ
<https://www.facebook.com/share/p/14qZPw7VjAq/> (2026 年 8 月 6 日)

・ 世界の地理的表示の歴史に「Madd de Casamance」（カサマン産モッドフルーツ）と「Poivre de Penja」（ペンジャ産コショウ）が新たに追加

<https://oapi.int/2026/08/21/le-madd-de-casamance-et-le-poivre-de-penja-entrent-dans-lhistoire-mondiale-des-indications-geographiques/>;
https://www.linkedin.com/posts/oapi-linked_in_genaeyve-madddecasamance-saeznaezgal-activity-7496476504911130624-ZGAQ?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAAVxn4UBmx6eu6dZ8acBthTL72F5G8jB4Aw (2026 年 8 月 21 日)

南アフリカ

・ ダーバン工科大学（Durban University of Technology）技術移転・イノベーション局（Technology Transfer and Innovation (TTI) Directorate）が知財ガバナンスと知的財産への積極的な取組について 2 日間のワークショップを開催

<https://www.facebook.com/DurbanUniversityofTechnology/posts/the-technology-transfer-and-innovation-tti-directorate-at-durban-university-of-t/1525113962994006/> (2026 年 8 月 12 日)

・ 模倣品による税収損失は 2,000 億ランドに相当

<https://www.news24.com/brandstory/partner-content/counterfeit-goods-cost-sa-r200-billion-in-uncollected-taxes-20260817-0632> (2026 年 8 月 18 日)

タンザニア

・ タンザニアのビジネスシーンにおいて技術革新による国家への貢献を促進するため営業登録・実施許諾局（BRELA）と科学技術委員会（Costech）が「イノベーション・知的財産保護プログラム」（INNOIP Program）を始動

<https://www.facebook.com/share/p/1BhqZDP8QJ/> (2026 年 8 月 23 日)

ウガンダ

・ 新たな音楽プラットフォームの開設によってウガンダのクリエイターたちに増収の機会が到来

<https://ursb.go.ug/2026/08/05/new-music-platform-opens-more-earning-opportunities-for-ugandan-creators/> (2026 年 8 月 5 日)

・ウガンダ登録サービス局（Uganda Registration Services Bureau ; URSB）がプロデューサーズ・ギルド（Producers Guild）の年次総会において映画製作者たちに著作権保護を確約
<https://ursb.go.ug/2026/08/05/ursb-engages-film-producers-on-copyright-at-producers-guild-annual-meeting/> (2026 年 8 月 5 日)

・ウガンダの行政監視機関である政府監察庁（Inspectorate of Government）がウガンダ登録サービス局（URSB）の汚職・職権濫用・財務上の不正行為の申立に基づく調査を開始するにあたり同庁のトップである政府監察官（Inspector General of Government ; IGG）が URSB の Mercy Kainobwiso 登録局長および他の 3 名に対し業務の即時停止を指示
https://www.newvision.co.ug/category/news/igg-orders-interdiction-of-ursb-registrar-gen-NV_239054_082026
<https://www.monitor.co.ug/uganda/news/national/new-details-emerge-on-four-ursb-staff-under-probe-5563082#story>
<https://www.facebook.com/watch/?v=1035893672670355>
<https://www.facebook.com/SoftPowerNews/posts/the-uganda-registration-services-bureau-ursb-board-and-top-management-have-agree/1451441663698114/> (2026 年 8 月 18 日)

・URSB の Mustapher Ntale 登録局長代理が URSB の使命に真摯に取り組むことを再確認
<https://ursb.go.ug/2026/08/26/acting-registrar-general-mustapher-ntale-reaffirms-commitment-to-ursb-mandate/> (2026 年 8 月 26 日)

・Francis Butagira 大使が重点事項に的を絞った戦略プランの提出を約束
<https://ursb.go.ug/2026/08/26/ambassador-francis-butagira-pledges-focused-strategic-plan-delivery/> (2026 年 8 月 26 日)

・司法大臣がウガンダ最高の行政機関として URSB を称賛
<https://ursb.go.ug/2026/08/26/justice-minister-praises-ursb-as-ugandas-best-government-agency/> (2026 年 8 月 26 日)

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 123

[著者]

KISCH IP

KISCH 

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2026 年 9 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、KISCH IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。